

新事業承継税制の選択適用について

- 平成 26 年 12 月 31 日以前の贈与により取得した非上場株式等について、「非上場株式等についての納税猶予の特例」（以下「事業承継税制」といいます。）の適用を受ける方であっても、事業承継税制の適用時に一定の株式等取得していないこと（※）や新法選択届出書を提出期限までに所轄の税務署に提出することなどの一定の要件を満たすときには、選択により、平成 27 年 1 月 1 日（平成 26 年分については、平成 27 年 3 月 17 日）以後の期間について、所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）による改正後の「非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例」（以下「新事業承継税制」といいます。）の一定の規定（以下「新法」といいます。）の適用を受けることができます。

※ 先代経営者（贈与者）から事業承継税制の適用に係る贈与により、事業承継税制の適用を受けた非上場株式等に係る会社及びその会社の同族関係者等で合わせて、一銘柄につき発行済株式総数等の 3% 以上を保有する上場株式等取得している場合には、新法の適用を受けることはできません。詳しくは、税務署にお尋ねください。

1 新法選択届出書の提出期限

新法の適用を受ける場合には、次の①又は②のいずれか遅い日（以下「提出期限」といいます。）までに、所轄の税務署に新法の適用を受けようとする旨などを記載した新法選択届出書（「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の新法選択届出書」（※1））を提出する必要があります。

- ① 平成 27 年 1 月 1 日以後、最初に到来する継続届出書の提出期限（※2）
② 平成 27 年 3 月 31 日

※1 新法選択届出書の様式は、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードすることができます。

2 「継続届出書の提出期限」とは、贈与税の申告期限の翌日から 1 年を経過することの日の翌日から 5 か月を経過する日（申告期限の翌日から 5 年経過後は 3 年を経過することの日の翌日から 3 か月を経過する日）をいいます。

具体的な提出期限は、特例の適用に係る非上場株式等の贈与を受けた時期に応じ、次のとおりとなります。

○ 具体的な提出期限

区 分	提 出 期 限
平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの間の贈与により取得した非上場株式等について事業承継税制の適用を受けた場合	平成 28 年 8 月 16 日（火）
平成 25 年 12 月 31 日以前の贈与により取得した非上場株式等について事業承継税制の適用を受けた場合	平成 27 年 8 月 17 日（月）

2 事業承継税制の主な改正事項

新法の適用を受けることを選択した場合に、平成 27 年 1 月 1 日（平成 26 年分については、平成 27 年 3 月 17 日）以後の期間について適用される主な改正事項は、次のとおりです。

主 な 改 正 事 項	
a	納税猶予期限の確定事由の判定の日における資産管理会社^{*1}（資産保有型会社又は資産運用型会社）及び資産管理会社が有するその会社の特別関係会社^{*2}（資産管理会社と一定の同族関係がある会社）の要件が、次のとおりとなります。（改正部分：下線） ① 判定の日において、商品の販売・貸付け等を行っていること（同族関係者などへの貸付けを除きます。） ② 判定の日において、<u>後継者とその後継者と生計を一にする親族以外の常時使用従業員が 5 人以上いること</u> ③ 判定の日において、<u>後継者とその後継者と生計を一にする親族以外の常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場等を所有又は賃借していること</u> *1,2 改正後の租税特別措置法施行令第 40 条の第 23 項に規定する会社をいいます。
b	経営承継期間（※2）における常時使用従業員数に係る納税猶予期限の確定事由が、次のとおりとなります。 改正前：経営承継期間毎年、贈与時の雇用の 8 割以上を確保すること 改正後：経営承継期間平均で、贈与時の雇用の 8 割以上を確保すること（改正部分：下線）
c	代表権を有しない役員である先代経営者（贈与者）が、会社から給与等の支給を受けた場合であっても、納税猶予期限の確定事由に該当しないこととなります。
d	納税猶予期限の確定事由である「総収入金額が零となった場合」の判定について、<u>総収入金額の範囲から営業外収益及び特別利益が除外されること</u>となります。（改正部分：下線）
e	経営承継期間の経過後に、民事再生計画の認可決定等があった場合には、その時点における非上場株式等の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することが可能となります。
f	改正事項「b」の確定事由により猶予期限が確定した納税猶予税額について、延納の選択が可能となります。
g	経営承継期間の経過後に、納税猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、その経営承継期間中の利子税が免除されることとなります。

※1 「納税猶予期限の確定事由」とは、納税の猶予が打ち切りとなる一定の事由（例えば、非上場株式等の譲渡、贈与等）をいいます。

2 「経営承継期間」とは、原則として、申告期限の翌日から同日以後 5 年を経過する日までの期間をいいます。

（注）各改正事項（平成 26 年 10 月 1 日現在の法律等に基づくものです。）は、平成 27 年 1 月 1 日から施行されます。

※ 事業承継税制の概要や選択により適用される改正事項などの詳しい内容については、国税庁ホームページの「**相続税・贈与税・事業承継税制関連情報**」【www.nta.go.jp/souzoku-tokushu/index.htm】（ホーム＞税について調べる＞パンフレット・手引き）でご確認いただくか、税務署にお尋ねください。